

被害組織を直接支援する専門組織の皆様へ

専門組織向け

- サイバー攻撃の被害組織に対するより効果的・効率的な支援を可能とする観点から、「サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会」の成果物である「**攻撃技術情報の取扱い・活用手引き**」を活用して**専門組織間で必要な情報を積極的に共有することをお願いしたい**。
- その前提として、情報共有活動のメリットにも触れつつ、「**秘密保持契約に盛り込むべきモデル条文案**」を活用して、攻撃技術情報の共有について**被害組織と合意する努力**をお願いしたい。

趣旨・背景・補足

- サイバー攻撃が高度化する中、攻撃の全容の把握や被害の拡大を防止する等の観点から、**被害組織を直接支援する専門組織を通じたサイバー被害に係る情報の速やかな共有が重要**。
- 経済産業省では、既存の情報共有活動の枠組みも活用しながら、更に円滑な情報共有を可能とするために、**被害組織の同意を個別に得ることなく速やかな情報共有が可能な情報の考え方を整理**し、検討会の最終報告書として2023年11月に公表。具体的には、通信先情報やマルウェア情報、脆弱性関連情報等の「攻撃技術情報」から被害組織が推測可能な情報を非特定化加工した情報が対象となり得ると整理。
- その補完文書として、①専門組織間で効果的な情報共有を行うために、どのような形で非特定化加工を行えば良いかなど**専門組織として取るべき具体的な方針について整理した「攻撃技術情報の取扱い・活用手引き」と**、②上記考え方についてユーザー組織と専門組織が共通の認識を持ち、専門組織が非特定化加工済みの攻撃技術情報を共有したことに基づく法的責任を原則として負わないことを合意するための**秘密保持契約に盛り込むべきモデル条文案**を提示。
- 経済産業省として、これらの成果物について、**専門組織やユーザー企業の経営層への意識啓発も含めた周知・啓発活動を行うとともに、情報を共有する専門組織自体の信頼性を確保するための検討**を行う。

関係する政府文書・窓口等

－ 経済産業省「[サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会 報告書等](#)」（令和6年3月）